第15回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

第15回田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日平成16年8月23日

開 催 場 所 田沢湖町総合開発センター大集会室

合併協議会委員定数 28名

会 午後1時30分

会 午後4時50分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副会長太田芳文 田代千代志

委 員 (田沢湖町)

高橋正男 千葉 勇

田口喜義信田幸雄

稲 田 修 堀 川 光 博

小 松 直 細川雪子

(角館町)

田口勝次 小林一雄

戸 沢 清 沢 田 信 男

佐々木 章 辻 均

山 本 陽 一 三 杉 真紀子

(西木村)

佐藤雄孝 佐久間健 一

佐藤宗善 伊藤邦彦

武 藤 昭 男 鈴 木 重 藏

門 脇 明 藤井けい子

(秋田県)

本 間 智

以上28名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野中秀人

副幹事長 羽川昭紘 大澤隆

幹 事 浦山清悦 藤木春悦

浅 利 武 久

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大楽 進

副局長 高橋 徹

次 長 羽川茂幸 藤村好正

事務局職員 高橋信次 佐藤祥子

芳 賀 満希子 冨 木 弘 一

能美正俊阿部聡

高橋良宣 田村政志

高 倉 正 人 若 松 正 輝

猪本博範

会議次第

- 1. 開会
- 2.会長あいさつ
- 3.会議録署名委員の指名について
- 4.議題

協議案第49号 町名・字名の取扱いについて(継続協議) 協議案第50号 保育事業の取扱いについて(継続協議) 協議案第51号 国民健康保険事業の取扱いについて 協議案第53号 保健衛生事業の取扱いについて 協議案第53号 その他の福祉事業の取扱いについて 協議案第55号 その他の事業の取扱いについて 協議案第56号 一部事務組合等の取扱いについて(その2)(提案) 協議案第57号 農林水産関係事業の取扱いについて(提案) その他

5. 閉会

事務局長 皆様ご苦労様でございます。定刻になりましたので、ただ今から第 15 回田 沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに佐藤会長からご挨拶を申し上げます。

会長 お盆の行事ということで、委員の皆さんはそれぞれお盆には、子供さん方お孫さ ん方それぞれのご相伴をされたと思いますが、幸い天候には恵まれまして、稲作の方は順 調なようでありまして、この度の台風もまた避けていただいて、若干の被害はあるにいた しましても、まずまず大きな被害は無かったようでありますので、それぞれ幸いしたなと 思っておるところであります。しかし、毎晩のように、夕べも女子のマラソンを是が非で も見なければならないということで、2 時半、3 時頃まで見ましたかな。最後まで見せて いただいた訳でありますが、毎日オリンピックのそうした行事の興奮の状態でございます ので、そんなこともしながら、それぞれ皆さん、お盆の行事大変だったと思います。ある いはそれぞれお祭行事も抱えられて皆さん行ったようでございますので、大変ご苦労様で ございました。それでは、今月の定例の協議会をただ今から開催をしたいと思いますが、 特に、なんと言いましても、新市計画の策定が最も大事なわけでありますので、今、事務 局の方にいろいろと進めていただいておりますが、今、お話では 9 月の上旬、早い時期 に、こうした話を皆さんに協議をいたしたいという内容を頂戴しておりますので、9 月に 入りますと、早々にそうした協議会を持って参りたいと、こう思っておる所でありますの で、なんと言ってもこの事が最も大事な用件でございますので、そうしたことを捉えなが ら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。なお、本日 の案件は皆さんのお手元に提案しておりますように、協議案件が 7 件、提案案件が 2 件 ということで、9 案件を予定している所でありますので、ご審議をよろしくお願い申し上 げまして、一言、開会の挨拶に変えさせていただきます。どうもご苦労様です。

事務局長 どうもありがとうございました。それでは、本日の会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、ここで出席委員数を報告させていただきます。本日、田沢湖町の信田幸雄委員から遅刻届が出ております。現在27 名の委員の皆様のご出席を賜っております。合併協議会規約によりまして、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。次に毎度お願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録作成の為、録音しておりますので、発言の際は町村名とお名前をおっしゃってからご発言下さるようよろしくお願いいたします。会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長が努めることになりますので、会長より進行をよろしくお願

いいたします。

会長 それでは、これより第 15 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第 6 条第 3 項の規定により、会議録署名委員 3 名を私から指名をさせていただきます。田沢湖町、小松直委員。角館町、戸沢清委員。西木村、伊藤邦彦委員を指名させていただきます。それでは早速議事に入らせていただきます。始めに前回第 14 回の協議会で協議をし、継続協議となっております、協議案件第 49 号町名・字名の取扱いについてを議題といたします。この案件につきましては、前回、各町村より住民説明会や、特別委員会等で協議をした内容について報告を伺った訳ですが、その後の状況について、各町村より報告をいただいた後、協議して参りたいと存じます。いかがですか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、その順序で進めて参りたいと思います。 最初に田沢湖町より状況報告をお願いいたします。合併の特別委員長さんからご報告とい うことでございますので、稲田委員さんからお願いいたします。

稲田委員 田沢湖町の稲田です。町名・字名の取扱いにつきましても、いろいろ審議されましたけれども、仙北市の下に田沢湖を付けるというような事で、特別委員会では合意いたしております。ただ、その地域地域によって、字名につきましては今後、内容を検討しながらやっていくというようなことであります。

会長 ただ今、田沢湖町の特別委員長さんからは、字の関係についてもうちょっと協議をするというような内容の説明がございましたが、次に角館町さんの方からお願い申し上げます。この前説明されておりますが、なお、改めて。議長さんから。(「この前話しているとおり」という声あり)そうすれば、角館町さんの方からは。

太田委員 角館町の方は前回にもご報告を申し上げましたが、仙北市の次にすべての地域で角館町を付けるということで、議会の方にもご了解いただいておりますし、各地区の説明会でも、そのように説明しまして、異論は無かったように思っておりますので、そのように、今後も進めさせていただければと思っているところであります。以上でございます。

会長 それでは、次に西木村さんの方から説明をお願い申し上げます。

田代委員 西木村では議会との話し合いの中で、この前も話しましたが、町名・字名につきましては、地域自治区、住民自治区の設置も要望がありまして、結果的に仙北市西木町(ちょう)ということで話し合いが進んでおります。ただ角館町さんが町(まち)となれば、西木も町(ちょう)ではなくて町(まち)でも結構だと思いますけれども、田沢湖

町さんの方が田沢湖ということだけであれば、やはり 3 つの旧町村、統一していかなければならないのではないかなと思っておりますが、うちの方の村としては、仙北市西木町(まち)あるいは西木町(ちょう)という形でお願いしたいと思います。字はそのままです。付け加えます。西木村では大字で上桧木内と下桧木内がありますが、これは上(かみ)と下(しも)を取り外して、上(かみ)と下(しも)を一つの大字にしていただきたいということであります。

会長 ただ今、角館さんから先程、説明がありますように、町という町名をそのまま角館の次に付けていくという内容の説明がございましたし、字については、どうするという話はそのままですね。

太田委員 前回報告したのでは一つは、仙北市の下に全地域で角館町を付けるということ、もうひとつは字名で、大字の岩瀬を外していただくということが第 2 点目でございます。それから、第 3 点目は白岩広久内の地域を白岩を外して広久内にしていただくという 3 点でございます。前回も報告しましたが、それに変わりございませんので、ご理解願いたいと思います。それからもう一つは字(あざ)という字句を外したいということで、字(あざ)という字句を全地域で外すということにしているところでございます。以上でございます。

会長 ただ今、角館の町長さんからお話ありましたように、岩瀬、白岩というのが、そういう形になるということと、字名が全体から削除するという説明でございました。西木さんからは、西木町(まち)という町(ちょう)という名前をそのまま付けていくという考え方ということでなされましたし、あるいは上桧木内、下桧木内の上下を削除して、桧木内と。西木町桧木内と。こういう形にしたいと。字名については現状のままでしたいという内容なようでございまして、そういう確認で良いでしょうか。それでただ今、一応説明を再確認した上で、皆さんと意見交換をこれによってしたいと思いますが、それぞれ確定した内容で説明をなされましたので、それはそれぞれ協議をしていただきたいと思いますが、委員の皆さんから休憩というよりも、協議会の中でご発言をお願いいたしたいと思いますが。他にご質問等ございませんか。ただ今の説明に対する。

田口(喜)委員 田沢湖の田口でございます。町名・字名の取扱いについて 3 町村から報告があった訳でありますけれども、最初から最後まできっちり決まったのは角館だけ。 角館町さんか角館町(まち)ですね。町(ちょう)ではなくて。そうすれば、字(あざ) という字は取ると言いましたね。町(まち)は付けてと。そうすれば角館町さんは住所は 決まったということですね。私が理解するところでは角館町さんは出来上がったというふ うに解釈いたしましたけれども、田沢湖の場合も先程、うちの方の特別委員長が言ったように、当初ある地区では田沢湖を付けないというふうな話もあったわけですけれども、地域自治区だとかそういういろいろな関係で特別委員長の稲田さんが言ったように、田沢湖は付けると。全町に。ただ、田沢湖の次に町を付けるか付けないかという所までまだ行ってないわけです。付けた方が良いという人と、長いので取った方が良いという人もいるし、また、字(あざ)というのも、長いので付けた方が良い、あるいは取った方が良いという人もいろいます。また呼び方によって、町も字も取ってしまえば、どこで区切ったら良いのか分からないので、どちらか付けるべきではないかという人もいる訳ですけれども、西木については、字の取扱いについては決定していないということですけれども、私の聞きたいところは、いつ頃まで住所を決めるのか、日にちを伺いたいと思います。

会長 9月の定例協議会では決定をいたしたいという考え方です。第4という。定例の会議は9月24日ということで、確定しているわけですが、新市計画の協議会を9月の始めに開催をいたしたいということで作業をいたしておりますが、日程については、早い時期という事で、出来るならば私の方としては、3日あるいは6日あたりまでには、提案をいたしたいと作業を進めているところであります。その時に、本来でありますと、この案件も決定したいなと思う所でありますので、出来るならばその時の臨時協議会で字名も決めていただければなというふうに、事務局では話をされている所であります。

田口(喜)委員 臨時協議会はいつやる。

会長 今、申し上げましたように、9月の6日の週、あるいは3日の日になるのか、今、 作業をさせますので、出来次第ということでありますので、幹事会等いろいろ重ねている ようでありますので、上旬にはいたしたいと。はいどうぞ。

稲田委員 局長。町名・字名については、田沢湖町の場合は仙北市の下に田沢湖を付けると。いろいろなことで今後、その地域地域でいろいろ事情があるものだから、もう少し練らなければということになっております。事務局としては、各町村の町名の呼び名をきっちり9月に決めて提案するというのか、ただ、大きい呼び名だけをあれして、あとは下に任せるという、そういう手続き的なものはどういうふうになるのですか。それを事務的に教えて下さい。

事務局長 きっちり全部、字を無くするとか、町名を冠するとか、あまり細かいところまで決めなくても良いのではないかと思います。それぞれ、今のお話ですと、それぞれの3町村、今の町村名を上に冠するということですので、この後、地域自治組織、地域自治区の問題も西木さんの方から、是非設置したいというお話が出ておりますので、それにも

関連すると思いますが、合併特例法による地域自治区等を設ける場合は、それぞれの名前を冠しなければならないということになっておりますので、そこら辺も関連性があると思います。

副局長 補足させていただきます。町名・字名の取扱いについては、最終的には合併の日に住民の方が不都合が無いような形に決めるということになります。今回ご提案してますように、合併協定項目としては、町・字の名称および区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難い場合は変更を行うものとするということでご確認いただく訳ですが、実際問題として、これが決まりませんと、他の行政機関とかいろいるな生活保護に関わってきますので、出来るだけ早い時期に当然細かい所まで決めるということが必要だと。こういうことでございます。

田口(勝)委員 角館の田口ですけれども、今、説明ありましたが、これにより難い場合は変更を行うものとすると。これにより難い場合に変更するという、変更の内容等については、どういう提案ですか。提案の内容について、お伺いいたします。

事務局藤村 事務局の藤村です。ただ今の田口委員さんからの質問でございますけれども、基本的には現行のとおりということで提案しておりますけれども、例えば、角館町さんの方で、大字の岩瀬を削るとか、白岩広久内という大字を広久内という形にする。それから、字(あざ)という文字を削ると。それから西木村では上桧木内、下桧木内という区分を無くして、桧木内とするということで、事務局の方で想定して入れた変更ということではなくて、各町村の意向があれば意向に従った変更を行うという趣旨で、調整の内容の所に載せてあります。

田口(勝)委員 そうすれば変更の時期というのをいつにするかということについて事務局で、先程会長が提案した 9 月の定例会ですか、臨時議会か、その中で決定をしていくということになりますか。そういうふうに理解して良いですか。

会長 暫時休憩いたします。

休憩 13:55

再開 13:58

会長 それでは休憩に引続き、会議を再開いたします。ただ今、休憩中に話した内容を もう一度事務局長から報告をさせます。

事務局長 町名・字名に取扱いにつきましては、9 月の定例会まで細かいところまで決

定して持ち寄るということでございます。

会長 ただ今の協議の内容で 49 号については、ただ今お話しいたしましたように、継続といたしたいと思いますがいかがでしょうか。はいどうぞ。

田口(喜)委員 2 つ伺いたいと思います。1つは先程、西木の村長さんが西木町(ち ょう)というふうに住所の所でおっしゃいましたけれども、角館町さんは町(まち)とい うことですので、3町村が町(まち)あるいは町(ちょう)あるいは付けないとか、バラ バラでも良いのでしょうけれども、もし付けるとすれば町(ちょう)とか町(まち)とか 統一して、両町村が統一していただければありがたいなと思っておりますし、田沢湖でも 町はいらないという方が大多数ですが、中には町が必要だという方もおりますので、参考 にさせていただければなと思っております。早めに角館さんと西木さんに調整していただ ければありがたいなと思っております。もう 1 つは合併の事務局の方から伺いましたけ れども、田沢湖町の場合、武蔵野 105 番はすごく面積が広いのです。105 の中で 1 番か ら 1,000 番まであるのです。それが、順序になっていれば良いのですけれども、すごく 飛び地になってますので、おそらく郵便屋さんでも間違うくらい武蔵野 105 番というの は広大な面積ですので、なんとかこの合併の機会に解消出来ないかと伺いましたら、事務 局の方から1丁目、2 丁目、3 丁目方式でも出来ますよということを指導していただきま した。それは大変ありがたいし良い事だと思っておりますので、そういうふうに変更する ためにはどういう手続きが必要で、この法定協議会で協議の上なのか、それとも各単町村 で決定して良いのか、そこらへんを伺いたいと思います。

副局長 今、お話の件で、1丁目、2丁目、3丁目と、例の住基表示の法律の関係がございますので、今、8月の末でございまして、そのことが出来るかどうかという時間的な問題がありますので、今、各3町村で町名・字名についてお考えの所あるかと思いますが、時間的なものございますので、どうしても出来ないということであれば、ここでお話し合いすることはしても、実際の動きは法律等の関係もありますので、新市が出来てからということにしていただかなければいけないような事態も当然考えられると思います。法律の1丁目、2丁目というのは、住居表示に関する法律に基づいてやりますので、ただ単にここで協議して決めれるというものでもございませんし、地域の全員方の同意を得るような形で住居表示は変えていくということになりますので、時間的に難しいものがあるのではないかなと考えております。

田代委員 田沢湖だけ付けないとおかしくなるのでは。

太田委員 最初の件は、いわゆる市の下の大字の件については各町村で調整するという

ことで取り決めしてあるはずですから、我が町はそのまま角館町という、今まで使っているものを付けるだけであって、西木さんは西木村を西木町(ちょう)ですか、するということですので、これは各町村で取り決めするということになっていますので、私共、西木さんと、その点について調整する必要が無いのではないかと思っております。

田代委員 私の方で、角館に合わせれば良い。村でなくなればいいんですから。

会長 各町村のいろいろな考え方があるでしょうから、それはお任せしながら、最終的にこの次の定例会で決定するという考え方で進めて行きたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 ということにしたいと思います。それでは継続審議ということで、49 号は終りまして、次の定例協議会でよろしくご協力をお願い申し上げます。次に協議案 50 号の保育事業の取扱いについてを、継続協議を議題といたします。この案件については、前回、委員より要望や質問があり、専門部会で再協議をお願いしておりますので、始めに事務局よりこの質問に対して答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

事務局長 それでは私の方から保育事業の取扱いについてご説明いたします。この案件 につきましては、7月22日の第14回協議会に提案いたしまして、継続協議、専門部会 で再協議となったわけでございますが、7月30日に保健福祉部会を開きまして協議して いただきました。その内容をご報告いたします。最初に各町村の現状につきましては、田 沢湖町は今年度、生保内保育園に改築事業を行う予定でございます。新しい保育所が完成 した後に先達へき地保育所、向生保内へき地保育所は 16 年度末に閉所する予定となって おります。角館町におきましては、16 年度と 17 年度の 2 ヵ年で角館保育園の改築事業 を行うということでございます。角館保育園の整備が完成した後には、下延へき地保育所、 へき地保育所でございますが、これを閉所する計画がございます。今後の保育所の運営方 針についてでございますが、今後は町村の運営から社会福祉法人へ運営を移管していく方 向で検討が必要ということでございます。移管の時期につきましては、合併後、今後の検 討課題とするということであります。方法としましては、大曲市が行なったように、社会 福祉法人大曲保育会のように、社会福祉法人を新しく設立するか、保育所の運営について 専門的知識を持った、社会福祉法人に運営を移管する方法が考えられます。社会福祉法人 に移管する場合においては、職員の身分の取扱いの問題もございますので、すぐに全面的 な移管とはならないと考えられますが、大曲市が行ったように、園長等その他職員をしば らくは新市から派遣する形とし、退職する保育士さん、それから幼稚園部門や事務職へ移

動する保育士のその後の補充につきましては、移管先の社会福祉法人で採用する形で人事 処理を行っていく方法が望ましいというふうに報告されております。それから、社会福祉 法人へ運営を移管する理由でございますが、今までは国及び県から負担金として交付され ておりました保育所運営費が国の三位一体改革の一環として財源委譲と言う方法が取られ たことによりまして、16年度、今年度から市町村直営の保育所には保育所運営費が交付 されなくなっております。これは西木村で社会福祉協議会へ委託している保育所も同じ扱 いでございます。社会福祉法人等が運営しております民間保育園は継続して国県の保育所 運営費が交付されることとなっております。運営費の交付金が無くなり、現在、一般会計 で財源措置しなければならない現状でありますので、社会福祉法人に移管することにより まして、運営費が交付されることになりますので、新市での財源負担が軽減されるという ことであります。現在の保育所の業務内容でありますが、早朝保育、延長保育、一時保育、 障害児の受け入れと保護者の要望を受け入れるために、大変多様化している現状でありま す。人事配置の面から見ると、すべて正職員の保育士で対応出来ないため、臨時のパート の保育士を多数雇用している現状であります。田沢湖町は 14 人。角館町では 20 人以上 のパート保育士と保育助手が勤務している現状でございます。これを社会福祉法人へ移管 することによりまして、現在の臨時パート保育士を社会福祉法人で雇用してもらうことに より、人事面での身分保障を含む改善が見込まれるという理由でございます。以上、今後 の保育所の運営方針等につきまして、保健福祉部会で話し合われた内容について報告を終 ります。これは幹事会等でも了承された事項でございます。以上でございます。

会長 ただ今、それぞれのご質問に協議した内容のお話がされましたが、これについて、 皆さんからご意見を頂戴いたしたいと思います。

稲田委員 田沢湖の稲田です。うちの方の議長の範囲でしたけれども、その前に確認したいことがあります。田沢湖町の場合は幼保一体という事で幼稚園と保育所が一体化しながらやっていくことで、保育所の方は国のお金が無くなって、幼稚園の場合は出てくるというようなことで、それは特別、町が、市が一般財源を用いれば良いというようなことでしょうけれども、その辺のかね合いについて若干教えていただきたいと思います。保育所の場合はパート。角館も田沢湖もパートが圧倒的に多いということでありますけれども、賃金格差についての是正の方向付けがいらないのかということと、現実的に保育所と幼稚園が一緒になった場合に、片一方は正職員できっちりやりながら、片一方は社会福祉法人なり、そういう所にやる。あるいは臨時で充当するというようなことで、これをいつ頃までに解消して、一本化されるのか。あるいは、西木の社会福祉協議会に移管していること

の内容と、それから社会福祉法人を作り上げてやっていくことと、その辺のあたりもう少し説明がなければならないと思いますけれども、その辺のあたりのご検討の結果についてお願いいたします。

事務局長 そこらへんは、報告は無い訳でありますが、直接聞けば分かると思いますが、私の考える範囲内でお答え申し上げます。今後の運営方針についてですが、田沢湖町は現在、幼保一体ということで改築事業を行っておりますが、いずれ法人化して経費を節減するとのが一番の目的でございますが、法人化して今の現在の幼保一体の保育園をどうするかということで、今後の検討課題になると思っております。それからパート保育士と正職員の賃金の格差でございますが、現在の保育士等の正職員の方は、法人化されれば、市から派遣するという形になりますので、あくまでも市の職員として不利益は蒙らないということであります。それから社会福祉法人はパートではなく、社会福祉法人として保育士を採用しますので、一般職員と現在の保育士との差はいくらか出るかもしれませんが、賃金格差が改善されるということでございます。いつ頃までという話でございますが、そこらへんは、これからの検討課題になりまして、先程申し上げた現在の田沢湖町の幼保一体の保育園をどういう形態にするかということも含めまして、これからの検討課題になると思っております。

田口(喜)委員 田沢湖の田口ですけれども、今、説明をいただきましたけれども、あまりにも早いというか、呑み込めませんでしたので、局長さんのメモ書きをいただければありがたいと思っております。質問ですけれども、今、田沢湖で改築事業しておりますのは、幼保一体。一元と言ったらいいでしょうか。そうしますと、幼稚園の方の事業も社協の方に委託の方向になるのか。あるいは幼稚園というのは止めて、全部保育事業にするのか。また、現在田沢湖では、角館さんもそうですけれども、直営でやっている職員はどういうふうな取扱いになっていくのか、説明したと思いますけれども、聞き逃しましたのでもう一回お願いしたいと思います。

事務局長 幼稚園の場合は、社会福祉法人では出来ないということです。幼稚園の場合は角館でも学校法人で、民間で経営しておりますが、幼稚園の場合は幼児教育ということで、学校法人となるということで、そこらへんは、私もよく分かりませんが、幼保一帯ということで、幼稚園の部分と保育所の部分が出てまいりますので、そこら辺をどうしたら良いのかというのが、これからの課題となると思います。ちょっとそこはこれから検討課題となっていくと思います。職員につきましては、現在の保育士さんにつきましては、社会福祉法人になれば、市から派遣という形になりますので、あくまでも市のほうから給料

をいただいて、新しい市の職員の身分でということであります。幼保一体の田沢湖町の現在の建設しております物もそういう・・・。それは社会福祉法人になるかどうか分かりませんが、それも同じ身分で不利益は受けないということになります。

信田委員 田沢湖の信田であります。お話を聞いていて、ちょっと私はおかしいなと思います。少子化が随分進んでいて、自治体を守っていく子供たちをどう育てるかというのが、自治体の最大の使命だと思います。その時に、民間にするかどうするか、きちんと、この法定協議会なり首長のところで、将来方針が出されない中で、個々の問題でやりとりするということが、私はいかがなものかと思います。新市の将来方針の中できちんと幼児教育はこういう方向で行きますよと、きちんと謳っていただいて、その上に立って今の方針であれば分かるのですが、その部分がまったくかけていて、個々の問題について不確かなと思います。そこらへん説明お願いしたいと思います。

事務局長 ただ今の質問でございますが、もちろん少子高齢化ということで、少子の方でございますが、益々、定住促進をして子供が生まれるようにということで、促進しなければならないことでありますが、幼児教育、保育事業については益々力をいれていかなければならないことはもちろんでありますが、現在の問題としまして、経費の問題もありますので、先程ご説明しましたとおり、市町村運営でやりますと今年度から保育所運営費が無くなったと。交付税に含まれるということでございますので、現在、経費の2分の1が国から、4分の1が県から負担金として来ておりました。市町村負担が4分の1でございますが、これがまったく無くなって、交付税算入ということになりましたので、これは経費の点からかなりマイナスでございます。社会福祉法人に法人化しますと、先程もご説明しましたとおり、引き続き国から2分の1、県から4分の1が交付されますので、非常に新市としましては財政的に負担がかからないということで、内容を落とすということは絶対ございませんが、社会福祉法人を設立するなりして、経営を移管すると言う形態が、一番財政的にプラスになる方向でありますので、いずれ法人化しまして保育所の運営を移管するという事の専門部会の報告でありましたので、そこらへんをご理解願いたいと思います。

稲田委員 新市長の手腕にかかるというふうに解釈していいのですか。

事務局長 保育所につきましては、新市で法人化を進めるということであります。

会長 ただ今、事務局長から説明いたしましたように、部会あるいは幹事会では、ただ 今のような考え方を踏襲されて説明をなされたという内容であります。ただ、今、西木さ んのやっている委託は補助金がこないと。というようなことでございました、まったく新 しい法人と言う形の中で、経営そのものを移管しなければ、国の今言ったような 2 分の 1 の補助対象にならないと。あるいは県の 4 分の 1 の補助対象にならないということでありますので、まったく行政がかんでやれるようなものではないと。職員は派遣するにいたしましても、経営そのものはまったく、民間のそうした法人が経営をしていくという内容のことによって、県がそうした財政支援をしていくという内容になって、今年度から各町村とも補助金を削減された実態なわけであります。三位一体の中でそういう、今年度の16 年度から実施するという、大きな改革の中の柱の 1 つになっているというのが現状であります。もちろん、いろんな場をとおして、今後のこうした内容については、現在、市長会あるいは町村会。いろんな形で論議がされていくと思いますが、そういう内容であるというふうに理解をしています。もちろん、知事会もいろいろなものに、教育の問題にも入っているようでありますので、こうなりますと当然、幼稚園もその関係に、大きく関与しているというふうに聞いておりますので、今後はそういう面で大きく変化していく内容になるのではないかと推測をされます。いずれ、今おっしゃったように、そういう改革の中であるということで、いずれこれから新市、大きな協議内容の大きな柱であろうというふうに理解をしております。

本間委員 意見というより参考として聞いていただきたいのですが、今、公立の保育所 の補助金については先程事務局の方から説明があったように、一般財源化ということで、 全額ではないまでも、財源補填されながら市町村が直接全額を賄うというシステムになっ てます。そして民間の部分については、昨年度の三位一体改革ではからは入っていません でした。今回の三位一体の議論の中では、これを 17 年度からは、やはり、一般財源化と いうことの方向で議論が進んでおります。結論がどうなるかわかりませんけれども、そう すると公立分の負担金であったものと、民間の委託と同じように市町村が直営でやってい ようが、民間でやっていようが、財源的には、いわゆる交付税の中に算入されて一般財源 化されるということになりますので、どちらが損得論という話で議論すると、なにか間違 いが生じるのではないかと言うことがひとつあります。もう 1 つが、幼稚園と保育所の 一元化の話をいろいろされていますが、制度上については幼稚園と保育所というのは別立 ての制度で今動いています。ですから議論されている幼保一元というもの。それについて はいろんな考え方がありまして、今、認められているのは特区として、この地域でいきま すと千畑町さんが特区申請をされて認められている形態なんですが、両方の資格を有して いる人を、経営も事業、事業主体も同じ所が幼稚園と保育所を一体的に運営する合理的な 運営方法です。例えば運動場とか体育館を共有する。もしくは先生を同時に、こっちの先

生もやれれば、幼稚園の先生もやるし、保育所の保育士もやるといったようなやり方が、 経営上効率的だし、子供達に対しても幼児教育というものが差別無く提供できる。こうい った観点から今、特区で認められております。これをやれるのは経営主体が同じでないと できませんので、現状では公立の幼稚園、保育所を抱えている団体が、地方公共団体がや る場合に特区申請をすればそれができるという現状だそうです。ただ、今、厚生労働省と 文部科学省の方で、新たな支出形態の検討を進められております。これについてどういう 形の幼保一体のあり方が出て来るとか、これはまだ具体的なものはまだ出てませんが、ま もなく 2006 年までにはというような話もありますが、いずれにしろ新しい形の幼保一体 の構想が出てくると思います。県でも幼保一体を推進するということで、幼保推進室とい うもので、今、教育長の方に計上しております。両方のいわゆる長所を活かしたものがで きないか検討している最中ですので、私、最後の所で意見になりますけれども、やはり新 市になってからこういったものついては、法人化の検討をするといった方向性をまず決め ていただいて、そして具体的には今いろんなファクターが動きますので、これらを見極め る必要があるのではないかと思います。簡単に例えれば、法人を起こしてそこにやれば、 お金が浮くというような発想ではなくて、特に法人化した場合の大きなメリットというの は、大変申し訳ない言い方ですが、人件費を節約出来た形での民間型の運営をやれるとい うのが一番大きなメリットです。ただ現状で張りついている職員の方の待遇というのは落 とすことはできませんので、やはりどこの団体でも、民間に移行する場合には現給保証を しながら、出向していただきながら、定年不補充で補充の場合は民間の方で補充していた だく。ですから逆にいうと、公立の形よりも、パートとか非常勤の人達の雇用が増えてい くのは避けられないのではないかなと思います。ですから決して民間にしたから待遇が抜 本的に改善されるとか、こういった期待をされますと、実際はそういうことではないのだ ということです。やはり、出来るだけ節約しながら、同じサービスを提供していくのが民 間型の最大のメリットであって、補助金が増える、減らして出せるとか、そういった観点 ではなくて、どれが合理的かなという観点で検討する必要があるのではないかなと思いま す。今、この場で、今一番動きが激しい財源の、それから幼保一体論の議論がまだ見極め られない中では、新市になってから法人化に向けた検討を進める程度が、繰り返しになり ますが妥当なものではないかと思います。

会長 ただ今、局長さんから現況の状況等を交えながらお話をいただきました。そうしたものを 1 つの視野にいれながら、もう少し協議をするということよりも、そういう観点に立っての受け止め方をもう一度事務局体制の中で、しながら進めて行くということに

いたしたいと思いますがいかがでしょうか。今日ここで結論を出すということよりも、継続で、もう一度今言ったのも含めて事務局の方から協議をして、ただ今の局長さんの言われたものも含めて協議をしてお答えをするという。はいどうぞ。

田口(勝)委員 角館の田口ですけれども、今の件については振興局長さんのお話については理解できます。ただし、議案第 50 号というのは、運営形態をどうするのかと言う提案はなされておりませんので、今提案されている内容の調整方法の1、2、3が良いのかどうかということについてだけ求められているものと解してしますけれども、そういう解釈ではまずい訳ですか。運営形態、運営方法については、別に 50 号で提案されている内容ではありません。ただ、事務局長が部会の協議結果を説明しただけの話でありますので、それは、局長さんが言ったように、新市に移行した段階で十分協議したら良いのではないかということについて、そういうことで良いのではないかと思いますので、今日の議案第 50 号をどう扱うということについて、議長さんの決定をお願いしたいというふうに思います。

会長 ただ今、お話にもありましたように、先程若干触れましたが、このことを、提案の内容を見ますと、国の基準を原則に新市において定めると項目にはそれぞれあるわけありますが、やはり今、法人というものの名前の中では、協議をして、最終の新市に考え方を受け継いでいくという考え方から行くと、もう少し事務局でそういう考え方を、今、局長さんのおっしゃるような、答弁していただきましたようなことを、事務局の段階でも整理をしながら、この次の協議会で報告をするという方法が望ましいのかなという受け止め方をしたところであります。このことについてお諮りいたしますが、どうでしょうか。

田口(勝)委員 事務局で検討して、運営形態方法をこうします。あるいは方向付けで良いのではないかというような結論は出せないです。それを我々で協議してくださいというのであれば、むしろ事務局というよりも、委員の皆さんに協議してくださいという内容にしていただいたほうがそれぞれの考え方を述べられると思います。それは切り離して議案 50 号だけで協議決定したらどうですかと、私はそう思います。

稲田委員 ただ総て新市に引き継ぐだけで、ある程度方向付けをした後に、それを認めるというふうにした方が良いのではないか。

会長 他にご質問。ただ今のような考え方で他にご発言ないでしょうか。どうぞ。

田口(喜)委員 我々も勉強する時間を貸してください。

田口(勝)委員 提案されているもの何も決まらないじゃないですか。

会長 どうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。ある程度、事務局案については、私どもは承認しなければならないと思いつつも、やはり 1 つの方向付けを出す事で、このことが私は生きてくるし、地域住民にも説明が出来ると思います。すべての問題が方向付けが何も出来なくて、ただ、新市に引き継ぐ、新市に引き継ぐという形の中で行った場合に、それがどういう結末になるかというようなことがまったく分からないというよりも、方向付けを出す事によってこの案を同意すると。そういうことが望ましいと思いますので、私は議長の今回の継続ということについては、大いに賛同を申し上げたいと思います。

佐藤(雄)委員 議案 50 号は継続になっていますよね。調整内容の1、2、3を審議していただければ、先程言った、新市になってから法人化の検討ということも含まれるのでないですか。新市になってから組織体制というのは、新市になって、色々な情報なり確定、未確定のものがあるので、50 号に対する調整内容はこの前に継続になって、それをまた勉強すると言って、勉強してきたのではないですか。私はそう思いますが。

会長 暫時休憩いたします。

休憩 14:38

再開 15:05

会長 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。ただ今、皆さんからいろいろなご 意見をいただいたものを総合して、私ども、事務局でいろいろ協議をした結果、一応この 提案している内容に若干、協議内容を補足する字句を事務局で提案をいたしたいというこ とでございますので、事務局の方から提案をさせたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」と言う声あり)

会長 異議なしということでございますので、事務局長より内容について説明をさせま すので、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 協議案 50 号の保育事業の取扱いについて、提案内容につきまして訂正したいと思いますので、6 ページでございます。1 番の保育所は現行のとおり新市に引き継ぐものとするとありますが、これを保育所は現行のとおり引き継ぐものとし、運営形態については、新市において検討すると。いうことで、提案内容を運営形態については新市において検討するという内容を 1 番の内容に付け加えまして提案いたしたいと思います。よるしくお願いします。

|会長|| ただ今、事務局長より、追加をしながら、一部の訂正を行う訳でありますがいか|

がでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、ただ今の提案を変えさせていただきまして、50 号についての協議を追加いたしましたが、これについてご質問等頂戴いたしたいと思います。ただ今、挿入をいたしまして、この案についてはご承認をしていただくと言う形ではいかがでしょうか。

田口(喜)委員 ただし、運営形態については新市で検討する。確かになんだかよく分 からないのですけれども、まったく同じことですね。付けても付けなくても同じだなとい うふうな字句だと思いますけれども、私、この前聞いたのは、当然現状のまま新市に引き 継ぐのはあたり前なわけです。そうでなければ提案しなければなりません。新市になった らどうするかということを。新市になったらどうするということを提案するというのは、 法定協議会の中では大変難しいことです。ですから、この前も質問しましたけれども、年 次を決めて下さい。例えば3年なら3年。5年なら5年になったら、現行どおり引き継い だものを 3 年後にはこういう方法で運営していく。保育事業はこういう方法で運営して いくとか、3年になったら保育事業については検討するとか、新しい方向で。そうでなけ れば、現行どおり引き継いで、すぐ新しい方向に行ってしまう可能性もありますよね。違 いますか。そういうことをきちんと言ってもらわないと。結局網羅していけば 3 年とか ではないかなと。年次を括った方が良いのではないかと。私の言っているのは、3年なら 3 年でこうやれということではありません。3 年後にはこうしますというのではないので す。再検討しても良いのです。現行のことを。次にこういう方向でやっていくという結論 を出しても良いのです。3 年後に。結局そうですよね。今言ったように、福祉法人だって 設立しますよね。新市になって。いずれその法人でどういう委託するか分かりませんが、 運営に仕方とかは議会にかかってくると思います。新しい市長が。そうすれば当然時間と いうのはかかって行きますよね。ですので、社会福祉法人という事が事務局から出たもの ですから、確かにそういう方向でやって行きたいというふうに受け止めましたけれども、 そうなれば持ち帰って、社会福祉法人とはどういうものか勉強させていただきたいという のが、先程私は先程申し上げたことです。

会長 どうぞご発言を。ただ今のようなことでご発言を。はいどうぞ。

信田委員 田沢湖の信田です。ずっとお話を聞いていて、私自身、当初、議長もそうですけれども、事務局からも、財源ということが一番先に出てきております。いわゆる補助金が少なくなったとか、安くと言えば悪いけれども、やるためにはどうしてもそういう方

向に行かなければならない。私、最初に言ったように、それはおかしいのではないかということです。本来的に本当に子供の教育を考えるならば自治体がやるのがあたりまえです。本来的にお金がかかってもかからなくても。でも、現状の中でそうしていかざるをえないことを、きちんと町民に示していかなければと思う。その中で行かなければ、私は新しい法人は保育料がどうなるのか、それから子供をどう扱ってくれるのか、非常にそれぞれの父兄の皆さんは不安があると思います。そのことによって、子供が少なくなるといいますか、生まなくなる可能性も、私は無い訳ではないと思います。そういうものを、きちんと安心だということを含めて、示しながらそういう方向に行くということだとすれば良いのですけれども、最初に言ったように、金が無いからということが前段に来ているので、それではあまりにもおかしいのではないかというふうに言っていますので、そこらへんを少し我々に解るように言って欲しいし、そういう面からすれば、私の方の議長が言ったように、少しそこらへんを私たちも勉強・・・。先程話でましたけれども、やはり検討してみなければ駄目ではないかなと思っておりますので、出来れば、今日きちんと決めるのではなくて、少し議会に持ち帰って、少し話し合いをさせて欲しいということが私のお願いです。会長 他にございませんか。どうぞ。

三杉委員 何かおかしいですよ。だいたい、この合併自体が国の財源難でやっていることであって、それをお金がないからどうのこうのって言ってるんですけども、やはり町民が不安になるとか、おっしゃっていますけれども、とっくに不安になってます。毎日のようにニュースが流れていて、それは私たち以上に住民の方が勉強していると思うのです。それを時間。年月を3年だとか、何ヶ月だとかと言うこと自体が、ここでそれが決めれるのかということです。私はそう思いますけれども、ここでたとえば、年数を3年延ばしたなどと言っても、果たして3年後に国がどういうふうな状態になっているのか、この行政がどうなっているのか、財政がどうなっているのか、経済がどうなっているのか、こういうことはその時になってみないとわからないのです。それは、想像でここで良いように結果を出してもおかしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

会長 他にございませんか。どうぞ。

辻委員 角館の辻でございます。今、提案されているのは合併後に再編する。新市において定める。こういうことについては、私どもはこのまま賛成と言います。今、付け加えられた、運営形態は新市で検討する。これも正しいと思います。なお、皆、いっぱい発言したい人がいるから、せめてこういう大事なことは、新市において、在任特例期間中に決定すると。それぐらいのことは宿題を設けてもらいたいと思います。その時に、今のよう

な議論は沢山していただいて、方向性を定めていただく。こういうことで良いのではないでしょうか。

会長 他にありませんか。はいどうぞ。

山本委員 角館の山本です。協議案件 50 号の件ですけれども、今、字句の改正がされまして、このことで私はよろしいかと思います。それで、協議の進め方ですけれども、自分たちの思っていることは沢山あると思います。それはやはり、新市の新しい首長が誕生し、議員の人方が誕生してから、そういう方向付けをしてもらいたいと思いますし、協議会でこの協議案件については、自分達、精一杯提案されたことを決定するのが、私たちの責務だと思っております。この提案でよろしいかと思います。

会長 他にございませんか。

細川委員 田沢湖の細川です。規せず民間の委員が申し上げるということになりました が、私も今日の会議に参加して思ったことは、継続して前回出されておりますので、勉強 するということは非常に大事でありますし、勉強していただいて協議していただくのも、 本当にありがたいことだ思います。ので、前もって時間がありますので、継続とするとい う段階から、今までのところで、それぞれの議会で話し合いを深め、疑問点について、問 題提起という形、または事務局の方から資料として取り寄せるものは取り寄せて、どうか 話し合いを進めていただくようにしていただきたいと、強く思います。私たちが、この法 定協議会の委員として、提案される時に、引き継ぐものとするとか、再編するとか、新市 において定めるという字面については、深い意味を持っていると認識しております。です からそういうところの内容について、資料として、私たちにいただけるものはいただき、 それから議員の皆さんもそれぞれの議会で、どうか前もって検討するという段階があるの ならば、どうか進めていただきたいなと思う所です。基本的には保育事業とかそういうこ とについては、これからの時代を担う子供たちの事でありますので、経費削減だけではな いという、その気持ちもわかりますが、今はそういうことのみ言っている段階ではないと いうことを皆さん重々にご存知と思いますので、例えば、田沢湖議会についても、そうい うことがあったとしても、他の意見もあるはずだと思います。そういう意味でどうかいろ いろな話し合いを深めていただいた上で出していただきたいなと思います。以上です。

会長 他にございませんか。皆さんのご意見は、ただ今の挿入の中で、十分に理解できるというご意見。私、合併とはなんぞやと今、考えさせられておるわけですが、財政だけではない。これは真に、皆さんが一緒になって、どう町興しをしていくかということでありますので、あまり財政的なものだけに偏りした、今、そうであるという合併の考え方と

いうのを、慎重に取扱って行かなければならないものだろうと思いますので、この点だけはご理解いただきたい。やはり、いろいろな合意に達しながら、同じ行政区域として行く訳でありますので、お金がないからというそのことだけを先行してしまうと、今言ったいろんな意見が出てくると思いますので、その点はご理解いただいて、そういうものを払拭しながら、一つ一つを積み重ねて行きたいという認識でおりますので、この点をご理解いただきたい。今の質問に当てはまらないわけでありますが、そういうことでひとつご理解いただきたいと思いますが、50号について、我が町の方からそういう点についても協議をして行きたいという、運営についてももう少し、あるいは期限を定めていただきたいというご意見がある訳でありますので、期限を定めるというのは非常に難しいのだろうなと、私は受け止めて、もちろん新しい組織で進めていく訳でありますので、ただ、期日を制約するには皆さんもどういうものかなという受け止め方をしておった所でありますので、その点は・・・。はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。私が 20 数年以来お付き合いしているかたで、川崎で保育園の園長をやっている方がおります。最初は私立の園長でしたけれども、今、川崎と世田谷と鶴川の 3 つの保育園の園長をやっている先生ですけれども、その先生の言葉をふと思い出しました。今までは、子供がすごく多い時の運営をやってきたけれども、今はすごい転機に入っているのだよと。その方は今法人化をしまして、園長をやっていますけれども、今、節目にきているのだよという話を思い出しましたので、今、ここで私たちが合併の委員の人方が、こうしなさい、ああしなさいというよりも、国の情勢に合わせてですね、そうして変わって、運営に合わせていく形態を作ってあげるのが、私たちの仕事でないのかなと思います。それによって、50 号の提案されたことに関しては私は賛成です。いずれ、どんどんこれから教育方針、もう少しで小学校の学校法人化とか、私なにかでふっと聞いたことがあるのですけれども、どんどん変わってくると思いますので、ここできっちりこうしなさい、ああしなさいと言える状態ではないと思います。

戸沢委員 うちの方にも私立の幼稚園はあります。幼保一体ということは、非常に課題でありますが、今すぐにこの問題を、運営を含めてどうこうというのは、非常に難しい問題であります。なんとか運営等については新市の検討に委ねると。これでなぜ駄目なのですか。私はそれで良いと思います。今日の決定は。提案のとおりに。運営等については新市の決定に委ねると。私はそういう解釈をしておりますが。

会長 他にございませんか。無ければ、このことで決定をするということよりも、そう した時間というものを経過しながら、もちろん運営というのは変わっていく訳であります が、私の方の事情が違って、私から内容を説明しますと。私は幼保一体と言うのは、私のずっと長い考え方でありまして、幼稚園と保育所を 1 つの組織の中で、やはり保育と教育を与えていくと言う考え方が、ずっと私の頭の中にありますので、簡単に保育だからこうだということにはなかなか行けない所で私も引っかかっている所です。考え方としては。そういう意味では、子供の教育というのは 1 つの一貫した、幼稚園も保育所も同じであるという考えに立って、現在の幼保を建築している訳でありまして、これは秋田県で初めてであります。同じ建物の中に、幼稚園の教室と保育所の教室が並んでいる保育所は、秋田県で私の方が最初であります。全県に無い訳でありますが。そんなことで、かなり、そういう将来像を描いてきた関係もあるので、今すぐ法人化という関係については、私の方の議会の皆さんもすぐそこに、若干のひっかかりがあると。そういう考え方で。そういう意味では、ただ経済的な問題では無いという考え方をとっておったわけでありますので、この点もそういうものを含めて、この案件については、いずれ、新市でもちろん行われる訳でありますけど、そういう付帯意見をつけて、最終的に決定をしていきたいと思いますがいかがですか。そういう考え方で。はいどうぞ。

田口(喜)委員 ここに提案されている調整内容について、例えばこういう字句を入れなければ駄目だということでは無い訳です。同じことを何回も言いますけれども。新しい新市が誕生したらどういう保育事業をやっていくかと。現状、3町村はやりかたが違っております。同じことを何回も繰り返しませんけれども。田沢湖町は直営でやっている。片一方は社協に委託してる。そういう違っている中で、新市で調整していく。現行どおり引き継いで、新市で調整していくというのは、これはあたり前のことですけれども、この新しい市が、自治体がどういう保育事業をしていくか。ここが一番大切だと思うのです。ですから、私たちの後ろには議員も議会があるわけでして、そこもこの法定協議会に出た事は、話をしながら、合併の特別委員会というものを設置されておりますので、そこでやはり理解もしていただけなければならないし、そういうことをすべき所ではないかなと思っております。なんでも難しい事を新市に現行どおり引き継いで、新市で決めれば良いというものではないと思うのです。それぞれ、各町村で持っているアイデンティティーというのもあると思うのです。私、調整項目にこれを付けれとか、こうしろとか言っているのではないのです。ちょっと勉強させて下さいと言っているだけです。

武藤委員 西木の武藤でございます。ただ今の議長に反論する訳ではございませんけれ ども、今の問題を各町村の議会に持ち寄っても、到底、統一する見解は出てこないと思い ます。やはりこの問題は、新しい市に継続して、そちらに任せるのだというような事務局 提案が私は最も正しいやり方ではないかと。先程から話がありますように、一般財源に含まれるのか、交付金で来るのか。いろんな問題がこの中に含まれております。それは、やはり合併後が、最も検討し、新しい議会でやるべきものであるというふうに考える訳でございます。先程からお隣さんから、任期特例の内にやれと。それは、それからいろんな討議があると思いますので、それはどうなるか分かりませんけれども、いずれ新しい市議会に認めさせるというのが、最もベストではないかれどもベターだと思いますので、本案に賛成します。継続については反対申し上げます。以上。

会長 議会の論議ではない訳でありますので、他の委員の方々もおられるわけでありますので、その点はただ、それぞれの議会の論争だけではない。どうか委員の方々は、今のようなことについては、自由に発言をしながら、そして決定をしていく内容でありますので、その中で大きな役割を持っているということについては、皆さんそういう認識をしながら動いている訳でありますので、その点はひとつご理解をいただきたいと思います。他にございませんか。

佐藤(宗)委員 西木の佐藤でございますけれども、やはり協議会の内容。協議会では協議会としての新しい市に向けまして一定の方向付けというのが最重要だと思いますし、新しい市になったときの、議会の議決。新しい市会議員の議会の議決というのもあろうと思います。協議会では一般的にはその方向付けというのが、重要たるものというように思っております。余談でございますけれども、六郷の保育園、幼稚園ございますけれども、10 何年も前から、厚生省と文部省の反対を押し切ったのかどうか分かりませんけれども、片方に大きな六郷保育園。六郷幼稚園という看板があります。廊下でつないだり、給食があるとか、幼稚園の先生と保育園の先生ですか。それをどうするかいろいろ検討しながら、自分たちで独自な幼保一体を、国のほうでは認めなかったと思うのですけれども、やったところもございます。やはり、いろんなものを考えた時に、かなり難しい問題でございますので、協議会は一定の方向付けを今回するべきであって、新しい具体的なことについては、やはり新しい市会議員になった方々も議決を含めながら、当然やっていくのが筋だと思いますので、この案については賛成いたします。

稲田委員 私の方の議会の特別委員会は、今回新しく社会福祉法人というものを設立しながら、いわゆる、そういう構想も頭に、視野にいれながら考えていかなければならないと。新しい言葉が出てきた訳です。うちの方の議長が言ったように、3 町がいろいろな経営のやり方がいろいろ違って来ているので、これが新市に引き継ぐということについて、私はこれはこれで良いけれども、やはり総合的に前進したものが出てきたので、これをこ

のままの形で私どもは、はい原案賛成という訳にはいかないのです。特別委員会に行けば、なんの権限を与えてあなた達はやってきたと。3 人吊るし上げられるような状態になりますので、この社会福祉法人というのは、どういう法人団体で、どういうあれがあるのか、いろいろなことを検討した結果、特別委員会に報告して、良しというような形でなければ、うちの方は出来ない訳です。やはり、いろいろな形で特別委員会でも論じてきたので、ここで、はいという訳にはいかないと言うようなことです。

会長 暫時休憩いたします。

休憩 15:36

再開 15:53

会長 休憩以前に引き続いて、会議を再開いたします。ただ今、休憩中にいろいろご協議をいただきました 50 号について、継続協議とし、次の臨時協議会の段階まで、十分協議を重ねてきていただいて、次の臨時協議会では、最終決定をいたしたいということを、私から報告してはいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、決定をさせていただきます。暫時休憩します。

休憩 15:54

再開 16:07

会長 再開いたします。最初に協議案件の第 51 号国民健康保険事業の取扱いについて を議題とし、提案しておりますので、ご質問を頂戴いたします。このことについては、い ろいろな機会に論じた、大きな内容でありますので、特に無ければ。はい、どうぞ。

信田委員 田沢湖の信田です。勉強不足で申し訳ありません。単純な質問です。西木のクリオンの前に診療所がありますね。あればどのような扱い・・・。この中に入らないかどうかというのが 1 つ。どこでやるのかと。もう 1 つは田沢湖に歯科診療所があります。その扱いはどうなっているのかお知らせ願いたいと思います。

会長 局長より説明させます。

事務局藤村 ご説明いたします。今回、国民健康保険事業ということで、ここに載せて

おります。西木村の西明寺診療所。それと、桧木内診療所と 2 つございますけれども、それについては国民健康保険事業会計の中では扱っておらない、特別会計の普通会計という形で扱っております。それと、田沢湖町さんの歯科診療所も一般会計の中で扱っているということで、会計、設置形態が違うということで、あくまでもここでは、国民健康保険事業会計の中で扱っているものを載せております。その扱いについてどうするかということでございますけれども、病院・診療所という形のところで、含めて今後の協議案件としたいと考えております。

会長 他にございませんか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 無いようでありますので、51 号については、原案のとおり確認することにいた しました。次に協議案件 52 号保健衛生事業の取扱いについてを議題といたします。ご質 問等、ご意見等頂戴いたしたいと思います。

(「なし」という声あり)

会長 無いようでありますので、52 号についても原案のとおり確認することに決定いたしました。次に、53 号その他の福祉事業の取扱いについてを議題といたします。ご質問ご意見等を頂戴いたします。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 無いようでありますので、協議案件 53 号についても、原案のとおり確認することに決定いたしました。次に協議案件 54 号環境衛生事業の取扱いについて、を議題といたします。ご質問等。

(「なし」という声あり)

会長 ないようでありますので、協議案件 54 号についても、原案のとおり承認することに決定いたします。次に協議案件第 55 号その他の事業の取扱いについて、を議題といたします。このことについて皆さんからご質問等頂戴いたしたいと思います。

(「なし」という声あり)

会長 なしということでございますので、協議案件第 55 号についても、原案のとおり確認することに決定いたしました。前回までの案件についてはこれで終るわけでありますが、新しく提案。協議案第 56 号一部事務組合等の取扱いについて(その2)を提案いたします。事務局より説明をさせます。

事務局長 協議案第 56 号一部事務組合等の取扱いについて(その2)。一部事務組合等の取扱いについて(その2)、次のとおり提案する。30 ページをご覧いただきたいと

思います。調整の内容につきましては、1、角館町外3か町村公衆衛生組合については、 合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産、債務並びに一般職の職員 は、新市に引き継ぐものとする。なお、中仙町については、大仙市の合併の前日をもって 脱退する。また、中仙町分に係る財産、債務の取扱いについては、合併前に協議の上、調 整するという内容であります。2としまして、秋田県町村土地開発公社については、合併 の日の前日をもって脱退する。債務残については、償還表に基づいて定時償還を行う。3 番としまして、各町村の第 3 セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・ 運営は現行のとおりとする内容であります。現況としまして、一部事務組合でありますが、 3 か町村とも角館町外三か町村公衆衛生組合の構成団体になっております。三町村の他に 中仙町も現在構成団体になっております。共同処理の事業内容は、し尿処理とごみ処理で ございます。調整方針としましては、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべて の事務及び財産、債務並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。なお、中仙町 については、大仙市の合併の日の前日をもって脱退する。また、中仙町分に係る財産、債 務の取扱いについては、合併前に協議の上、調整するという内容であります。公社につき ましては、秋田県町村土地開発公社に 3 町村とも加入しております。主たる業務は公共、 公用施設等に供する土地の取得、管理、処分であります。構成団体につきましては、市を 除く県内60町村でございます。15年度末の債務残高につきましては、田沢湖町について は 2 億 558 万 6,000 円。角館町が 7 億 9147 万 2,000 円。西木村が 4,721 万 1,000 円であ ります。調整方針は合併の日の前日をもって、脱退する。債務残については、償還表に基 づいて定時償還を行うという内容であります。次に主な第 3 セクター等でありますが、 田沢湖町につきましては、株式会社アロマ田沢湖がございます。資本金は 4,000 万円。 町の主資金は 3,840 万円であります。持ち株数は 9,800 株の合計に対しまして、9408 株 持っております。事業内容はハーブ園の経営、管理等でございます。玉川ダム湖総合開発 株式会社。資本金が 4,225 万円。町出資金が 2,125 万円であります。持ち株数は町が 425 株であります。合計が 845 株であります。事業内容は玉川ダム周辺等の環境整備であり ます。田沢湖高原リフト株式会社。資本金が3億9172万5,000円であります。出資金が 6,260 万円であります。持ち株数は町が 6,000 株であります。その他合計しまして、3 万 8,450 株であります。事業内容は索道(りふと)、宿泊(スキー場ロッジ)、飲食等(ス キーハウス)であります。角館町におきましては、株式会社花葉館があります。資本金が 1 億円。出資金が 6,300 万円であります。持ち株数が 1,260 株であります。合計が 2,000 株であります。事業内容は宿泊、温泉、料飲等であります。株式会社西宮家。資本金が

4,500 万円。出資金が 3,000 万円であります。持ち株数が 600 株であります。合計が 900 株であります。事業内容はレストラン、土産販売、バス運行、スマイルバスでありますが、これは、町からの委託を受けて町営バスを運行しております。西木村におきましては、株式会社西木村総合公社がございます。資本金が 5,000 万円。出資金が 4,000 万円でございます。持ち株数は 800 株であります。合計が 1,000 株であります。事業内容はクリオンの温泉保養施設運営、労働者請負等であります。この主な第 3 セクターの調整方針としまして、第 3 セクター等については、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行のとおりとするという調整方針でございます。以上、協議案第 56 号の説明を終ります。

会長 ただ今の案件はこの次の定例協議会で確認をいたしたいと思いますので、ただ今 の説明に対して、ご質問等頂戴いたしたいと思います。

稲田委員 第 3 セクターの質問をいたしたいと思います。うちの方の場合は大体分かりますけれども、配当されている第 3 セクターがあるものかどうかということです。今後の運営は現行のとおりというようなことですけれども、総体的にこういうものを見直すことが可能なものかどうか。総合的に 1 つのものにまとめて、人事管理とかをいろいろなものを統一するとかを、専門部会で審査されたのかどうか。もう 1 つは、田沢湖高原リフトは県が出資者になっておりますけれども、こういうものと、純粋な第 3 セクターの関係の兼ね合いについては、全然問題が無かったかという、専門部会の検討の度合いについて、ご質問申し上げたいと思います。

会長答弁は・・・。

事務局藤村 配当の件でございますけれども、手持ちの資料がございませんので、ただ今お答えすることは出来ません。それから、統合関係のお話でございましたけれども、ご覧のとおり、各町村だけで運営していると言いますか、出資しているわけではございませんので、他の出資団体等の協議は行っておりませんので、将来的なと言いますか、合併時に統合等についての協議等は行っておりません。各3 セクの株主総会等でそういう話が出来るとすれば、それ以降には出来るかと思いますけれども、現段階では協議と言いますか、話し合いはなっておりません。それから、ここに載せてある主な第3 セクターという事でございますけれども、基本的に各町村が50パーセントを出しているものについては、経営責任がございますので載せております。さらに田沢湖高原リフトにつきましては出資金が6,000万円ということで、大きいということで主な第3 セクターということで載せております。そういう意味では、高原リフトについては経営責任という面から言いますと、県が持っているということでございますけれども、出資金の額が大きいということ

でここに載せたということでございます。

稲田委員 それからもう 1 つ、検討材料だと思いますけれども、田沢湖、角館、西木、それぞれ直営で管理しているものが私はあるのではないかなと思います。こういうことを、第 3 セクターに委託する事によって、第 3 セクターの経営が私は良い意味で好転すると思うのですけれども、そういうことについても専門部会でご検討をなされたのか。各町村で直営でいろいろなものを管理していて、それを第 3 セクターにやって、いくらかでも第 3 セクターが良い環境をつくるというので、検討されたのかどうか。総合的に。

事務局藤村 具体的な取扱いといいますか、そういうことについてはやっておりません。今年、田沢湖さんでも、縄文の森がアロマの方に委託とかしておりますので、各自治体で現在そういう方向で動いているものは考えておりますけれども、合併に伴ってということでは特別検討はしておりません。さらに、直営の部分ございますけれども、委託している部分でも、例えば観光施設のフォレイクとか、駅前蔵とかは観光協会の方に委託している。商工会に委託しているというようなものもございますので、第3セクターとそれ以外の公共的団体等との兼ね合いもございますので、具体的な動きというのは現在の所ございません。

事務局長 配当のことですが、田沢湖町はご存知ということですが、角館町の花葉館と 西宮家は配当ございません。西木村の西木村総合公社も配当は無いそうです。それから、 委託関係では、先程もご説明いたしましたが、西宮家では町からスマイルバス、町営バス の運行を委託されております。

会長 他にございませんか。それではこの案件につきましては、次の定例の協議会まで、それぞれ協議をいただくわけでありますが、特に何と言っても、その他の委員の方々に、こうした運営というものについての関心を持っていただいて、いろいろと協議の中で、質問等しながら、将来についてのご意見を出していただければ非常にありがたいのではなのかなと。当局と議会だけではない。やはり民間の委員の皆さん方に、十分このことについては、町のほうの資料も、あるいはまた、合併の協議会の資料等も頂戴しながら、そういう方向性のご意見をいただければ、なおありがたいのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げて、次の協議会にする事にしてはいかがですか。

(「はい」という声あり)

田口(喜)委員 そうすれば、定期総会の資料を配付する訳ですか。

会長 この資料は、それぞれ皆さん、協議会の方に、ここに出した資料があるわけです ので、内容はそれぞれ合併協議会でお聞きいただければお分かりであろうし、また、委員 の皆さんについても、特になにか、ありますればお聞きしていただければ、大変良いのではないかなと思います。それでは 56 号については、そういうことで終りたいと思います。継続協議としてまいります。次に協議案件 57 号農林水産関係事業の取扱いについて事務局より説明をさせます。

事務局長 それでは説明の前に、申し訳ありませんが、資料の誤りがありますのでご訂 正願いたいと思います。36 ページでありますが、中ほどに二重丸で産地づくり推進交付 事業というのがあります。その下に田沢湖町地域水田農業ビジョンという所がありまして、 その 3 行下に、地域特例振興作物、そら豆とありますが、それをそばに訂正していただ いたいと思います。38 ページでございますが、上から 3 段目に国庫補助事業があります。 そこで田沢湖町の分でございますが、中ほどに負担割合とあります。国が 50 パーセント。 県が 0~15 パーセントになっておりますが、これを 0~20 パーセントに直していただき たいと思います。その下に町が 50~30 パーセントとありますが、ここを 50~10 パーセ ントに訂正していただきたいと思います。受益者が 15~0 パーセントになっております が、20~0 パーセントに訂正していただきたいと思います。受益者負担があるものですが、 農業用排水路については、この後に 15 パーセントと付け加えていただきたいと思います。 それからその下にもう 1 つ、暗渠排水というものがあるそうですので、その下に暗渠排 水が 20 パーセントと付け加えていただきたいと思います。その下に農業集落排水事業が ありますが、田沢地区平成 17 年から 21 年。対象戸数が書いておりませんが、213 戸で ありますので、対象戸数のところに 213 と付け加えていただきたいと思います。大変申 し訳ありません。よろしいでしょうか。それでは協議案第 57 号農林水産事業の取扱いに ついてご説明いたします。34 ページをご覧いただきたいと思います。調整の内容としま して、1、農林業の振興に関する計画は、新市において策定するものとし、新計画が策定 されるまでの間は、現計画を運用する。ただし、地域指定に係る計画は現行どおり新市に 引き継ぐものとする。2、農業生産支援制度は、現行どおり新市に引き継ぐ。3、新たな 米政策に関連する事業は、合併時に調整する。4、畜産関係事業は、合併時に調整する。 5、土地改良関係事業は、田沢湖町の例を基本に調整する。ただし、採択済み事業は現行 のとおり新市に引き継ぐ。6、林業関係事業は、合併時に調整するという内容であります。 現況としましては、35 ページですが、主要計画はそれぞれの町村に農業振興地域整備計 画がございます。それぞれ策定年度、変更年度が違っております。面積も記載のとおりで ございますが、調整方針は合併後、新市で計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、 現計画を新市に引き継ぎ運用するものとするという内容であります。次に山村振興計画で

あります。それぞれ指定地区、西木村は全域でございますが、それぞれ山村振興計画がご ざいます。調整方針としまして、現計画を新市に引き継ぐものとするという内容でありま す。その次が農業農村整備事業管理計画。これも各町村ございます。これにつきましても、 調整方針は合併後、新市で計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、現計画を新市 に引き継ぎ運用するものとするという内容であります。それから次は森林整備計画であり ます。それぞれ平成 12 年から平成 21 年までの計画でございます。この調整方針としま して、合併後、新市で計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、現計画を新市に引 き継ぎ運用するものとするという内容であります。生産支援制度であります。田沢湖町中 産間地域振興資金。これは 14 年度 18 年度までであります。角館町はございません。西 木村特定農山村地域総合支援事業。これも 13 年度から 17 年度まであります。これは、 現行のとおり新市に引き継ぐ。事業充当範囲も現行のとおりでございます。農業経営基盤 強化利子補給事業がございます。これは各町村にございます。これにつきましては、合併 時に制度を再編し、新市に引き継ぐという内容であります。田沢町に、田沢・生保内地区 農林業振興資金がございます。これにつきましては、現行のとおり、新市に引き継ぐとい う内容であります。適用範囲等も現行のとおりであります。36 ページの水田農業構造改 革対策事業。生産調整事業でありますが、新たな米政策。米政策改革大綱でございますが、 内容につきましては同じでございますが、面積等、農家数、担い手農家数、認定農家数は ご覧のとおりでございます。理念は消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米 作りの推進による水田農業経営の安定化と発展であります。産地づくり推進交付金事業と しまして、平成 16 年度から 22 年度まで、田沢湖町においては、地域特例振興作物は、 そばでございます。事業内容はご覧のとおりでございます。角館町においては、振興作物 はアスパラでございます。西木村においては、振興作物はほうれんそうでございます。そ の下の米価下落影響緩和事業。これは米価下落時に 60 キログラム 300 円プラス下落額の 50 パーセントを補填するという内容であります。担い手経営安定対策事業。これも内容 は稲作収入減額分の 80 パーセントを補填するという内容であります。調整方針としまし ては、新市において計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、現計画を引き継ぎ運 用するものとするという内容であります。次に 37 ページの畜産関係でございますが、田 沢湖町では田沢湖町畜産祭りを 7 月に開催しております。角館町と西木村では、畜産共 進会を共同で、1 年交代で開催しております。調整方針としましては、合併時に再編し、 新市において畜産共進会を開催するという内容であります。それから、牧場としまして、 西木村に西木村営の大覚野牧場があります。面積 176 ヘクタールございます。肉用牛を

対象として管理をしております。調整方針としましては、新市において存続する。放牧料 等の範囲区分を市内、市外とするという内容であります。次は家畜防疫対策事業。これは、 家畜伝染病予防事業費補助、家畜総合衛生防疫事業費補助を行っております。家畜導入事 業。優良牛導入促進、その他事業を行っております。額はご覧のとおりでございます。そ れぞれ行っております。内容につきましては、合併時に再編し、新たな補助基準を設ける という内容であります。田沢湖町畜産振興資金。61 年度設置しております。角館町にお いては、特別導入事業肉用牛基金。57年度設置であります。西木村におきましては、西 木村肉用牛特別導入基金。57 年度に設置されております。この基金につきましては、基 金設置の経緯を勘案し、合併時に調整するという内容であります。土地改良事業でありま すが、それぞれに、ふるさと水と土保全基金がございます。それぞれ 1,000 万円でござ います。調整方針としましては、基金設置の経緯を勘案し、合併時に統合し、新市に引き 継ぐものとするという内容であります。県営ほ場整備事業につきましては、田沢湖町では 真崎地区、手倉・相内端地区で行っております。角館町では白岩第 1 地区で行っており ます。負担割合はご覧のとおりでございます。西木村は実施事業現在ございません。国庫 補助事業につきましては、田沢湖町においては、農村総合モデル事業が行っております。 平成 8 年から 17 年度までの予定であります。工種は記載のとおりであります。負担割合 は先程訂正していただいた内容でございます。農業集落排水事業。田沢地区を対象としま して、平成 17 年から平成 21 年まで実施する予定でございます。角館町においては、土 地改良施設維持管理適正化事業につきましては、大黒沢地区ため池改修。小黒沢地区ため 池改修をそれぞれの 17 年度から 18 年度。15 年度から 18 年度で行われます。負担割合 は記載のとおりであります。西木村におきましては、中山間地域活性化総合事業を西明寺 地区で 14 年から 18 年度まで行います。工種はご覧のとおりであります。負担割合もご 覧のとおりであります。桧木内地区においては 17 年度から 21 年度まで行います。県単 独事業につきましては、県単小規模土地改良事業がそれぞれの町村で行われておりまして、 負担割合はご覧のとおりであります。町村単独土地改良事業。田沢湖町と角館町は実施事 業ございませんが、西木村では村単土地改良事業を行っております。小土地改良事業費補 助金。事業主体は水利組合等でございます。補助率は、それぞれの町村ご覧のとおりでご ざいます。調整方針としましては、国県補助事業は、当該事業の採択基準によるため差異 はない。なお、受益者負担は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整する。ただし、採択済 みの補助事業は、継続でありますが、現行のとおりとする。町村単独土地改良事業及び小 土地改良事業費補助金は、田沢湖町の例を基本に合併時に調整するという調整内容でござ

います。39 ページでありますが、農地・農業用施設災害復旧事業。国庫補助事業であり ますが、それぞれ 40 万円以上の農業用地施設の災害を対象に行っております。農地災害、 農業用施設災害の負担割合、受益者負担割合等については、記載のとおりであります。下 は同じ災害復旧事業でありますが、小規模災害事業であります。これは 40 万円未満の災 害に対しての補助で、補助率は記載のとおりでございます。上の国庫補助事業につきまし ては、国庫補助事業であり、採択基準に差異はない。受益者負担は、田沢湖町の例を基本 に合併時に調整する。ただし、採択済みの補助事業、継続でありますが、現行のとおり新 市に引き継ぐという内容であります。小規模災害事業につきましては、田沢湖町の例を基 本に合併時に調整するという内容であります。林業関係でございますが、緑化推進事業。 これは緑の羽根募金でありますが、田沢湖町と角館町は緑化推進委員会を設けてやってお ります。これは、合併時に組織体制・募金方法・管理方法を統一するという内容でありま す。林道開設管理事業でありますが、田沢湖町は用地等買収、立木の補償、受益者負担は なしです。角館町は、事業計画はございません。西木村は、用地等無償提供、立木の補償 はなし。受益者負担はございません。調整方針につきましては、採択済みの林道開設等補 助事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。林道用地等の取扱いについては、新市において調 整するという内容であります。作業道開設補助につきましては、記載のとおりであります。 角館町は、該当事業はございません。間伐事業等補助につきましても、林齢の 11 年から 35 年生のものを対象にしております。補助率は 68 パーセント。西木村は 10 パーセント の嵩上げ補助があるということであります。調整方針は合併時に再編し、新たな補助基準 を設けるという内容であります。有害鳥獣駆除事業であります。田沢湖町、地方猟友会に 委託。角館町は角館猟友会に委託。西木村は西木地方猟友会へ補助金を交付しております。 これにつきましては、事業実施方法について、合併時に再編するという内容であります。 以上、長くなりましたが、説明を終らせていただきます。

会長 説明が終りましたが、農業については盛りだくさんの内容でございますが、ご質問を頂戴いたしたいと思います。

(「なし」という声あり)

会長 質問が無いようでありますので、24 日の定例協議会に先程の案とこの案を、最終的に確認をして参りたいと思いますので、それぞれ協議をして、あるいはまた、その時にご発言をお願いいたしたいと思います。それでは、今日提案しております、2 案件は継続協議といたしまして、説明が終った所でありますので、その他にご質問ないでしょうか。大変、議事については、いろいろ皆さんに協議の進め方についてご意見があったと思いま

すが、予定されました議事を一応時間の中で終了させていただきましたことを、お礼を申 し上げ、事務局の方から最後に確認をいたしまして今日の協議会を閉じたいと思いますの で、事務局長からお願いいたします。

事務局長 それでは、本日の協議結果について確認いたします。協議案第 49 号町名・字名の取扱いにつきましては継続協議でございます。9 月の定例会で決定したいということでございます。協議案第 50 号保育事業の取扱いについて継続協議でございます。9 月の臨時協議会までには確認したいということでございます。協議案第 51 号国民健康保険事業の取扱いについて、52 号保健衛生事業の取扱いについて、53 号その他の福祉事業の取扱いについて、54 号環境衛生事業の取扱いについて、55 号その他の事業の取扱いについて、「55 号その他の事業の取扱いについて、「6年のとおり確認されました。協議案第 56 号一部事務組合等の取扱いについて(その 2)と協議案第 57 号農林水産関係事業の取扱いについては、本日ご提案いたしましたので、次回までにご検討くださるようよろしくお願いいたします。

会長 ただ今、協議をしたところでは 9 月の 10 日ということで、協議をしておりますが、一応この日を予定しておいて下さい。改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。多分、10 日の午後だと思いますので、よろしくお願いいたします。時間はいつも同じように 1 時半という事で。改めてご連絡いたしますが、臨時協議会。ということで、一応予定をいたしまして、ご報告いたしたいと思います。

事務局長 次の臨時協議会につきましてはご連絡いたします。場所は西木村になる予定であります。それでは本日は長時間ありがとうございました。これで第 15 回田沢湖・角館・西木合併協議会を閉会いたします。どうもご苦労様でございました。

会長 どうもありがとうございました。

閉会 16:50

署名						
会議の次第を記載し、こ	れに相違ないことを	証明するためにこ	こに署名	ばする。		
			平成	年	月	日
会長(議長)						
委員						
委員						
委員						